



(単位:件)

運営事業・項目別		主たる運営事業の種別								合計	
		社会福祉 関係 社会福祉法人		老人福祉 関係 社会福祉法人		障がい福祉 関係 社会福祉法人		児童福祉 関係 社会福祉法人			
項目	指摘区分	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
		1	人事管理	0	0	0	0	0	0	0	0
2	資産管理										
	(1) 基本財産	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	(2) 基本財産以外の財産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 株式保有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 不動産の借用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
3	会計管理										
	(1) 会計の原則	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	(2) 規程・体制	0	0	0	3	1	2	4	2	5	7
	(3) 会計処理	0	0	0	2	0	0	1	0	1	2
	(4) 会計帳簿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 附属明細書等	0	0	2	8	4	7	5	7	11	22
	小計	0	0	2	14	5	9	10	9	17	32
4	その他										
	(1) 特別の利益供与の禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 社会福祉充実計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 情報の公表	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	(4) その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	小計	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
合計		0	0	3	24	6	14	18	21	27	59

# 令和7年度 社会福祉法人一般監査における指摘内容一覧（項目別）

## 根拠法令等の凡例

- 法 :社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 令 :社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）
- 規則 :社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- ガイドライン :「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」
- 認可通知 :「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省・老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）
- 審査基準 :認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」
- 定款例 :認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
- 審査要領 :「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」
- 会計省令 :社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）
- 運用上の取扱い :「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省・雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）
- 留意事項 :「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）
- 平成28年改正法 :社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）
- 平成28年改正政令 :社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）
- 一般法人法 :一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

## 1. 文書指摘

（単位：件）

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数	
I 法人 運営	I 1- 定款	定款の規定と実態が相違していますので、次の事項について、定款を変更するとともに、社会福祉法第45条の36に基づき、所轄庁の認可を受けてください。 ・基本財産 (その他固定資産が含まれていることが確認できました。)	・ガイドライン I 1-1 ・法第45条の36第1項及び第2項 ・規則第3条第1項及び第4条第1項 ・法人定款	1
		定款変更の届出が行われていませんので、定款を変更する場合は、社会福祉法第45条の36に基づき、所轄庁への届出を行ってください。	・ガイドライン I 1-2 ・法第45条の36第4項 ・規則第4条	1
	I 3(1) 評議員の選任	評議員の任期について、貴法人の定款のとおり「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」としてください。	・ガイドライン I 3(1) ・法人定款	1
	I 3(2) 評議員会の招集・運営	評議員会の決議に際し、特別の利害関係を有する評議員の有無を確認してください。なお、確認したことがわかるよう記録を残してください。	・ガイドライン I 3(2) ・法第45条の9第6項から第8項まで	1

I 法人 運営	I 5(2) 監事の選任 及び解任	監事は「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として、それぞれ評議員会の決議等適正な手続きにより選任してください。 (評議員会での選任決議において、「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」としての選任が行われていないことが確認されました。)	・ガイドライン I 5(2)3 ・法第44条第5項	1
		理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならないところ、同意を得ていませんでしたので、改善してください。	・ガイドライン I 5(2)1 ・法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項	1
	I 6(1) 理事会の審 議状況	理事会の決議に際し、特別の利害関係を有する理事の有無を確認してください。なお、確認したことがわかるよう記録を残してください。	・ガイドライン I 6(1)2 ・法第45条の14第4項及び第5項	1
	I 6(2) 理事会の記 録	理事会の議事録は、厚生労働省令で定めるところにより作成してください。 (・理事会で決議したと説明のあった評議員会の招集通知に記載する事項について、時間、会場、議案を記載していない事例が確認されました。 ・理事会の議事の経過の要領及びその結果についての記載漏れがありました。)	・ガイドライン I 6(2)1 ・法第45条の14第6項及び法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条 ・規則第2条の17第3項第3号及び第4項第1号	2
	理事会の議事録には、貴法人の定款に定める者の記名押印を受けてください。 (定款では、「出席した理事長及び監事」が記名押印すると規定されているところ理事長が記名押印していない事例がありました。)	・ガイドライン I 6(2)1 ・法第45条の14第6項 ・法人定款	1	
III 管理	III 3(2) 規程・体制	会計処理を行うに当たっては、貴法人の経理規程等に基づき、必要な事務処理を行ってください。 (次に掲げる会計処理について、経理規程に基づいていないことが確認されました。 ・拠点区分およびサービス区分 ・随意契約 ・減価償却 ・会計処理の方法 ・月次報告の期限等 ・随意契約できる予定価格の設定 ・使用する勘定科目 ・小口現金の管理方法 ・固定資産の範囲)	・ガイドライン III 3(2)1 ・会計省令第18条及び別表第1 ・留意事項1(4)及び17 ・法人経理規程	5
	III 3(3) 会計処理	減価償却を行わなければならない有形固定資産及び無形固定資産については、適正に減価償却を行ってください。 (次に掲げる資産について、減価償却が適正に行われていないことが確認されました。 ・ノートパソコン(H24.3.31取得) ・保育業務支援ソフトウェア(H29.3.7取得))	・ガイドライン III 3(3)3 ・会計省令第4条第2項 ・運用上の取扱い16 ・留意事項17	1

Ⅲ 管理	Ⅲ3(5) 附属明細書 等	<p>計算書類に対する注記について、次の記載事項に誤りが見受けられたので、改善してください。</p> <p>【法人全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「担保に供している資産」</li> </ul> <p>【拠点区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「採用する退職給付制度」における文言の削除漏れ</li> <li>・「拠点が作成する計算書類とサービス区分」</li> <li>・「基本財産の増減の内容及び金額」における文言の削除漏れ</li> <li>・「担保に供している資産」</li> <li>・「有形固定資産」における表記漏れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)1</li> <li>・会計省令第29条第1項第9号</li> <li>・運用上の取扱い20から25並びに別紙1及び2</li> <li>・留意事項25の(2)及び26</li> </ul>	2
		<p>次に掲げる計算書類の附属明細書について、「運営上の取扱い」において定められている様式に従って作成してください。</p> <p>【法人全体で作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借入金明細書</li> <li>・寄付金収益明細書</li> <li>・補助金事業等収益明細書</li> <li>・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</li> <li>・国庫補助金等特別積立金明細書</li> </ul> <p>【拠点区分で作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書</li> <li>・拠点区分資金収支明細書</li> <li>・拠点区分事業活動明細書</li> <li>・積立金・積立資産明細書</li> <li>・サービス区分間繰入金明細書</li> <li>・就労支援事業別事業活動明細書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)2</li> <li>・会計省令第30条</li> <li>・運用上の取扱い26及び別紙3(①)、(②)、(③)、(④)、(⑦)、(⑧)、(⑩)、(⑪)、(⑫)、(⑬)、(⑮-2)</li> </ul>	5
		<p>計算書類の附属明細書について、次のとおり誤りが見受けられたので、改善してください。</p> <p>【借入金明細書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差引期末残高欄の()内には1年以内償還予定額を記載すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)2</li> <li>・運用上の取扱い25並びに別紙3(①)</li> </ul>	1
		<p>財産目録について、次のとおり不備が確認されましたので、記載上の留意事項等に従い、適正に作成してください。</p> <p>(・科目を分けて記載した場合に設ける小計欄の作成方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産目録に係る勘定科目名が貸借対照表と不一致)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)3</li> <li>・会計省令第31条及び第34条</li> <li>・運用上の取扱い27及び別紙4</li> </ul>	2
		<p>財産目録について、法人単位貸借対照表と整合させてください。</p> <p>(勘定科目と金額が計算書類と一致していませんでした。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)3</li> <li>・会計省令第31条から第34条</li> <li>・運用上の取扱い26並びに別紙4</li> </ul>	1
		合 計		27

## 2.口頭指摘

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数	
I 法人運営	I 1- 定款	公表する定款は、直近のものとしてください。 (財務諸表等電子開示システムにより公表されている定款の内容の一部が、所轄庁の認可を受けた直近のものとは異なっていることが確認されました。)	・ガイドライン I 1-3 ・法第59条の2第1項第1号 ・規則第10条第1項	1
	I 3(2) 評議員会の 招集・運営	評議員会の招集通知は、期限(評議員会の1週間前(中7日)まで。これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間。)までに発出してください。	・ガイドライン I 3(2)1 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条第1項	1
		評議員会の招集通知に記載しなければならない次の事項を理事会で決議し、評議員会の招集通知に記載してください。 ・評議員会の日時及び場所 ・評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ・評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨) (・理事会で評議員会の「場所」が決議がされていないことが確認されました。 ・評議員会の目的である事項に係る議案について理事会で決議されていませんでした。 ・評議員会の目的である事項に係る議案の概要が記載されていませんでした。なお、議案書を添付することで可となります。議案が確定していない場合はその旨を記載してください。)	・ガイドライン I 3(2)1及び I 6(1)2 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項 ・規則第2条の12	5
		評議員会の議事録は、厚生労働省令に定めるところにより作成してください。(議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていませんでした。)	・ガイドライン I 3(2)3 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項第2項、法第45条の11第1項から第3項まで ・規則第2条の15	1
		計算書類等(計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告)は、理事会の承認を受けた上で、定時評議員会の2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置いてください。このため、計算書類等の承認に係る理事会と定時評議員会の開催日は2週間(中14日間)以上の間隔を確保してください。 (令和6年度決算に係る理事会と定時評議員会の開催日が中14日間未満となっていました。)	・ガイドライン I 3(2)1 ・法第45条の28第1項及び第3項並びに第45条の32第1項	1
I 4(3) 理事の適格性	理事のうちに含まなければならない「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」について、それぞれ評議員会の決議等適正な手続により選任してください。 (理事のうちに各要件を満たす方が含まれているとのことですが、評議員会での選任決議において、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」としての選任が行われていないことが確認されました。)	・ガイドライン I 4(3)2 ・法第44条第4項第1号及び第2号	2	

I 法人 運 営	I 5(2) 監事の選任 及び解任	監事は「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として、それぞれ評議員会の決議等適正な手続きにより選任してください。 (理事のうちに各要件を満たす方が含まれているとのことですが、評議員会での選任決議において、「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」としての選任が行われていないことが確認されました。)	・ガイドライン I 5(2)3 ・法第44条第5項	1
		理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならないところ、同意を得ていませんでしたので、改善してください。 (過半数の同意を得ていることを証する記録の確認ができませんでした。)	・ガイドライン I 5(2)1 ・法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項	1
	I 5(3) 監事の職務・ 義務	監事は「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として、それぞれ評議員会の決議等適正な手続きにより選任してください。 (監事のうちに各要件を満たす方が含まれているとのことですが、評議員会での選任決議において、「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」としての選任が行われていないことが確認されました。)	・ガイドライン I 5(2)3 ・法第44条第5項	1
	I 6(1) 理事会の審 議状況	業務執行理事は、貴法人の定款に基づき自己の職務の執行状況を理事会に報告してください。 (貴法人の定款では、理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないとされていますが、令和6年度において業務執行理事の職務執行状況報告が一度も行われていませんでした。)	・ガイドライン I 6(1)4 ・法第45条の16第3項 ・法人定款	2
		理事長が、理事会において、貴法人の定款に基づき毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況に関する報告をしてください。	・ガイドライン I 6(1)4 ・法第45条の16第3項 ・法人定款	2
I 8(2) 報酬等支給 基準	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準を作成し、評議員会の承認を受けてください。また、評議員会の承認を受けたときは、遅滞なくインターネットの利用により公表してください。(評議員についての支給基準の作成、公表がありませんでした。)	・ガイドライン I 8(2)1 ・法第45条の35第1項及び第2項並びに第59条の2第1項第2号 ・規則第2条の42及び第10条第1項	1	
I 8(4) 報酬等の総 額の公表	現況報告書により公表する報酬等の総額は、前会計年度に支出した実績額としてください。 (令和7年4月1日現在の現況報告書において、理事の報酬の総額の記載に誤りがありました。 ・令和7年4月1日現在の現況報告書において、評議員及び監事の区分ごとの報酬の記載に誤りがありました。)	・ガイドライン I 8(4)1 III 4(3)1 ・法第59条の2第1項第3号 ・規則第2条の41及び第10条 ・社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について(H29.3.29雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号)別紙1 記載要領【個別事項】2(3-6)、3(3-12)及び4(3-6)	4	

II 事業	II 2- 社会福祉事業	法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要とされていますが、社会福祉事業を行うために直接必要な不動産の一部を国又は地方公共団体以外の者から貸与を受け、地上権又は賃借権を設定又は10年以上の契約がなされていないものがありましたので、事業の安定性及び継続性を確保するため適切に対応してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン II 2-2、III 2(1)1及びIII 2(4)1</li> <li>・審査基準第2</li> </ul>	1
III 管理	III 2(1) 基本財産	法人が所有する社会福祉事業の用に供する不動産については、基本財産として定款に記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン III 2(1)1</li> <li>・法第25条</li> <li>・審査基準第2の2の(1)</li> </ul>	1
	III 3(1) 会計の原則	貸借対照表において、建物に帰属する建物附属設備は「建物」の勘定科目に計上してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン III 3(1)</li> <li>・留意事項別添3-3</li> </ul>	1
	III 3(2) 規程・体制	<p>会計処理を行うに当たっては、貴法人の経理規程等に基づき、必要な事務処理を行ってください。</p> <p>(・使用する勘定科目  <ul style="list-style-type: none"> <li>・第11条の別表1の勘定科目及び第47条第2項第2号に定められていない項目を計算書類に使用していることが確認されました。(建設積立預金、法人運営積立預金、建設積立金、法人運営積立金)</li> <li>・会計処理の方法</li> <li>・固定資産管理責任者の任命について</li> <li>・固定資産の範囲</li> <li>・その他固定資産</li> <li>・減価償却の方法</li> <li>・随意契約できる予定価格の設定</li> <li>・随意契約の場合の見積徴取)</li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン III 3(2)1</li> <li>・会計省令第18条及び別表第1</li> <li>・留意事項1(4)</li> <li>・法人経理規程</li> </ul>	7
	III 3(3) 会計処理	<p>計算書類間で金額が一致すべきところ、次のとおり一致していないものがありましたので、原因を究明し、所要の措置を講じてください。</p> <p>【令和3年度決算】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金収支計算書の「借入金利息支出」</li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン III 3(3)3</li> <li>・会計省令第1条第2項</li> </ul>	1
		<p>その他の積立金については、積立の目的を示す名称を付した上で、原則として同額の積立資産を積み立てた上での積立てとしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕費積立金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン III 3(3)3</li> <li>・会計省令第6条第3項</li> <li>・運用上の取扱い19</li> <li>・留意事項19</li> </ul>	1
III 3(5) 附属明細書等	<p>次に掲げる計算書類の附属明細書について、「運用上の取扱い」において定められている様式に従って作成してください。</p> <p>【法人全体で作成】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・借入金明細書</li> <li>・寄附金収益明細書</li> <li>・補助金事業等収益明細書</li> <li>・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</li> <li>・基本金明細書</li> <li>・国庫補助金等特別積立金明細書</li> </ul> </p> <p>【拠点区分で作成】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書</li> <li>・引当金明細書</li> <li>・サービス区分間繰入金明細書</li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン III 3(5)2</li> <li>・会計省令第30条</li> <li>・運用上の取扱い25、26及び別紙3(①)、(②)、(③)、(④)、(⑥)、(⑦)、(⑧)、(⑨)、(⑬)</li> </ul>	7	

III 管理	III3(5) 附属明細書 等	<p>計算書類の附属明細書について、次のとおり誤りが見受けられたので、改善してください。</p> <p>【基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勘定科目名が貸借対照表と一致していない。</li> <li>・当期減少額が事業活動明細書の固定資産売却損・処分損と一致していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)2</li> <li>・運用上の取扱い26並びに別紙3(⑧)</li> </ul>	1
		<p>計算書類に対する注記について、次の記載事項に誤りが見受けられたので、改善してください。</p> <p>【法人全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」</li> <li>・「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」における取得価額、減価償却累計額</li> <li>・「満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」</li> </ul> <p>【拠点区分用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「拠点が作成する計算書類とサービス区分」</li> <li>・「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」における減価償却累計額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)1</li> <li>・会計省令第29条</li> <li>・運用上の取扱い20から25並びに別紙1及び2</li> <li>・留意事項25の(2)、26、別紙1及び2</li> </ul>	7
		<p>計算書類に対する注記について、法人単位貸借対照表と整合させてください。(勘定科目と金額が計算書類と一致していませんでした。)</p> <p>【拠点区分】勘定科目と金額が計算書類と一致していませんでした。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)1並びにⅢ3(5)3</li> <li>・会計省令第29条、会計省令第31条から第34条</li> <li>・運用上の取扱い20から24、26、別紙1、別紙2、別紙4</li> <li>・留意事項25の(2)及び26</li> </ul>	3
		<p>計算書類に対する注記について、次の記載事項に記載漏れが見受けられたので、改善してください。</p> <p>【法人全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)1</li> <li>・会計省令第29条</li> <li>・運用上の取扱い20から24、別紙1、別紙2、留意事項25の(2)、26</li> </ul>	1
		<p>財産目録について、次のとおり不備が確認されましたので、記載上の留意事項等に従い、適正に作成してください。</p> <p>(・土地・建物が複数ある場合は、拠点区分ごとに記載すること。 ・財産目録に記載された減価償却累計額に誤りがある。 ・財産目録に係る勘定科目名が貸借対照表と一致していない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)3</li> <li>・会計省令第31条から第34条</li> <li>・運用上の取扱い27及び別紙4</li> </ul>	3
	III4(3) 情報の公表	<p>定款、役員報酬等の支給の基準、計算書類(貸借対照表、収支計算書)、現況報告書、役員等名簿をインターネットの利用により、公表してください。(役員等の名簿が最新のものとなっていませんでした。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ4(3)1</li> <li>・法第59条の2</li> <li>・規則第10条</li> </ul>	1
III4(4) その他	<p>理事長が契約について職員に委任する場合は、委任の範囲を明確に定めてください(経理規程に規定されていましたが、金額の範囲が明確ではありませんでした。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ4(4)4</li> <li>・入札通知1(1)</li> </ul>	1	
合 計			59	